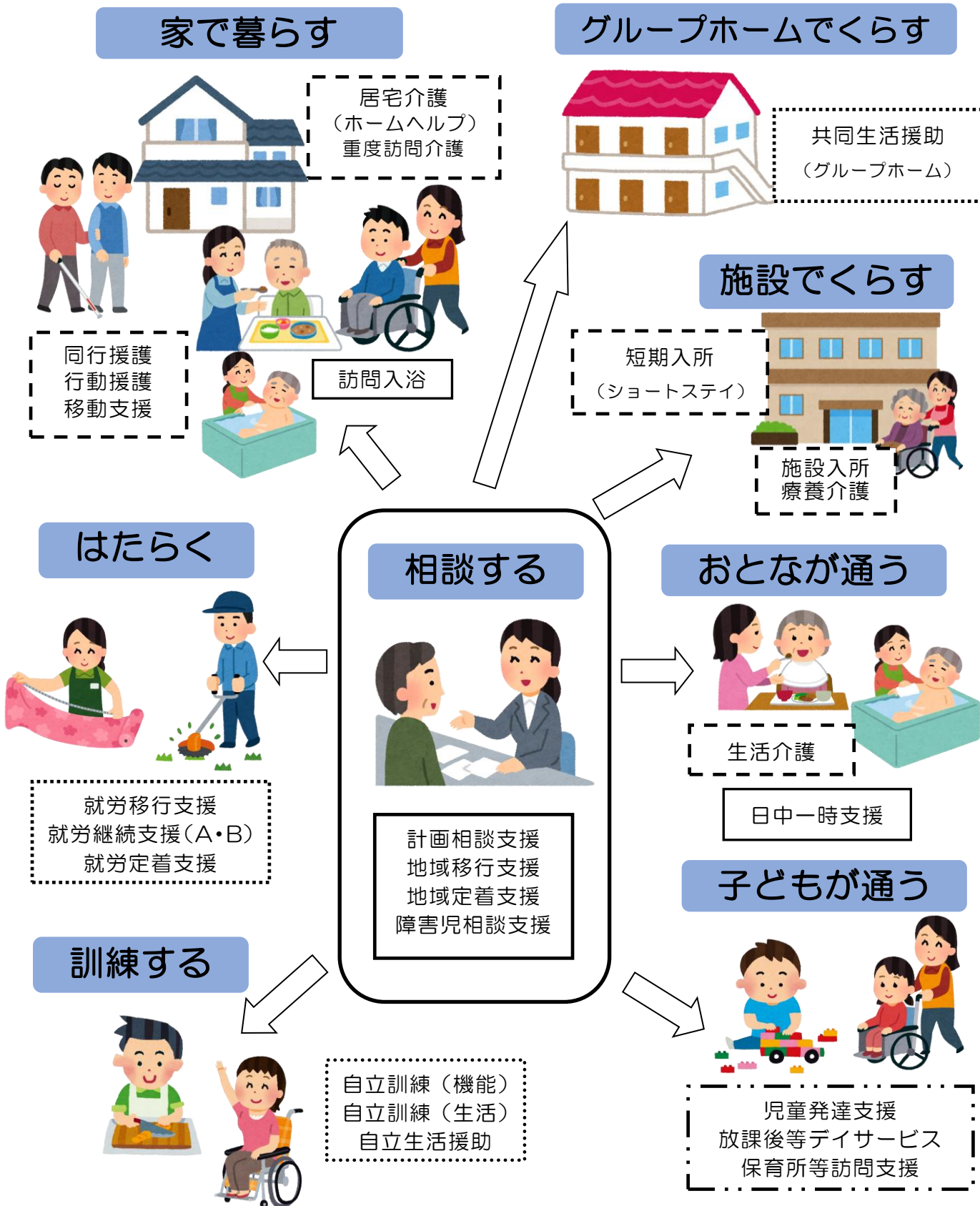


障害福祉サービス等

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送るために、さまざまな支援をしています。まずは、相談支援事業所へご相談ください。



障害福祉サービス等の種類

障害のある人々の自立を支えるためのサービスです。利用の際には、障害のある方一人一人の障害の程度や状況（社会活動や介護者、居住地等）を考え、その方にあったサービスを個別に検討し、市が支給決定を行います。

[介護給付]

名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	行動上著しい困難を有する重度の障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援等を行います。
同行援護	移動が困難な視覚障害者に、移動や外出先で必要な支援を行います。
行動援護	自己判断力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[訓練等給付]

名称	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用したあとに一般企業へ就労をした人が働き続けられるよう、一定期間、相談などの支援を行います。
自立生活援助	施設入所支援等を受けていた障害者が居宅で自立した日常生活を営むための情報の提供や助言など必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、協働生活を行う住居で、相談・入浴、排せつや食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

[その他のサービス]

名称	内容
移動支援事業	屋外の移動い著しい制限がある人（行動援護・同項援護の対象にならない人）に社会参加等をするための外出支援を行います。
日中一時支援事業	障害者等の日中活動の場を確保し、介護している家族の一時的な休息等を支援します。
訪問入浴サービス	訪問して入浴サービスを提供します。

[障害児通所支援事業]

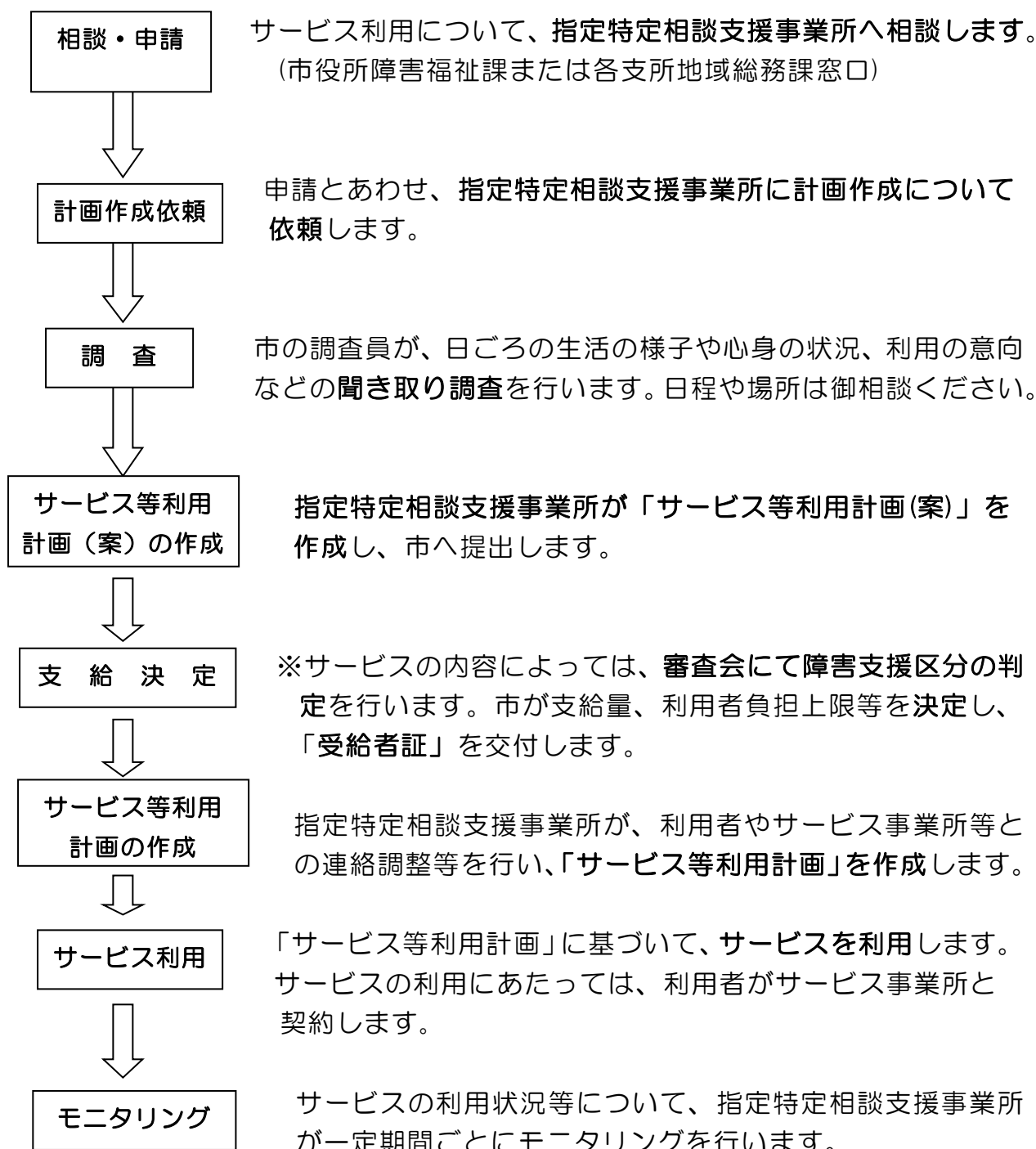
療育が必要なお子様を対象に、日常生活の指導や集団生活への適応訓練を行います。

名称	内容
児童発達支援	集団療育や個別療育が必要な未就学児の障害児に対して支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援が必要と認められた障害児に対して支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を実施します。
放課後等デイサービス	小・中・高等学校に就学しており、授業終了後や休日に支援が必要と認められた障害児に対して支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援が必要と認められた障害児に対して支援を行います。

[相談支援]

名称	内容
相談支援事業	福祉に関する問題につき、障害者等または保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。
計画相談支援	特定相談支援事業者が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者と連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設や精神科病院、救護施設や矯正施設等に入所・入院している障害者が、地域生活へ移行するための支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身の障害者の型などで地域の生活が不安な方に、困ったことがあった時に、電話相談や緊急訪問を行います。

障害福祉サービス利用の手続き



※サービス内容によっては、主治医の意見書を市から依頼し、審査会で障害支援区分の判定が必要になります（区分の決定まで1～2ヶ月ほどの期間が必要です）。

〔問い合わせ 障害福祉課・各支所地域総務課〕

指定特定相談支援事業所

- ◆ 障害のある方やその家族から、サービス利用や生活についての相談を受け、その方に
 応じたサービスの利用計画を立てたり、事業所との連携を図ったりします。

(令和3年7月現在)

事業所名	所在地	電話番号	F A X
スマイルサポート	高来町泉 196-1	32-2535	32-2536
指定障害者相談支援センター まごころ	御手水町 936	24-8787	24-8181
諫早市手をつなぐ相談支援事業所	小船越町 554-7	46-5481	46-5482
うきうきサポートセンター	有喜町 537-2	28-0011	28-2037
ケア・ステーションオリーブ	土師野尾町 1833-1	47-6007	47-6008
相談支援事業所アエル	上野町 18-8	070-2385- 0565	—
相談支援事業所花ゆめ	新道町 240-53	51-4246	51-0493
相談支援事業所アイ	幸町 7-27	24-0778	24-0877
相談支援事業所バルーン	幸町 41-17	46-5707	46-5708
さん・さん諫早相談支援事業所	天満町 5-17	56-8133	56-8134
コンパスサポート諫早	船越町 891-2	56-9328	56-9368

利用者負担額

利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担
 と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

【障害者】

【障害児】

区分	月額負担上限額	区分	月額負担上限額
生活保護	0円	生活保護	0円
低所得	0円	低所得	0円
市民税課税世帯 《所得割16万円未満》	9,300円 ※入所施設利用者(20歳 以上)、グループホーム利 用者を除きます。	市民税課税世帯 《所得割28万円未満》	4,600円
市民税課税世帯 《所得割16万円以上》	37,200円	市民税課税世帯 《所得割28万円以上》	37,200円

●所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18,19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18,19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳で の世帯